

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

草の根ニュース

基地と戦争なくす憲法 9 条実現政府のために

■本部(東京) : 〒150-0042
東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001
■電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(平山基生)
■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp
■ホームページ : [http:// www.kusanone.org](http://www.kusanone.org)
■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄・日本から米軍基地をなくす
草の根運動
全国に「基地なくす会」結成を促進する支援カンパ 大歓迎!



日本沖縄の命運にかかわる

沖縄県知事選 9 月 13 日公示 30 日投票

翁長沖縄県知事の「絶対に辺野古に新基地は作らせ
ない」の遺志を継ぐ玉城デニー候補必勝を!

沖縄県民大会開かれ 7 万人が翁長知事の遺志継ぐと
アベ 9 条壊憲は、永久米軍占領に道開く



翁長雄志沖縄県知事逝去 8 月 8 日

目 次

沖縄県知事選 9 月 13 日告示	p1
日本の立憲民主主義を問う闘い 野田尚道 (僧侶)	p2
知事選玉城デニー氏が出馬	p3
【再録資料】沖縄県民建白書	p4
創価学会会員のみなさんの良心に訴える 青野清 (牧師)	p5
「砂川事件」の 2 つの判決について上金子勝 (憲法学)	p7
原子力協定が満期 池内了総合政策大学名誉教授	p9
全基地撤去運動 平山基生 (草の根共同代表)	p10
読者の声	p12
詩 白湯 あけみ ・更に 4 名の沖縄県民が草の根入会	p13
2019 年総会・基地めぐり日程 (案) 草の根事務局	p14

沖縄県知事選挙こそ日本の立憲民主主義を問う闘い

野田尚道(草の根運動運営委員)

米軍普天間飛行場の辺野古移設阻止を掲げ、7 月に埋め立て承認撤回方針を表明していた反対運動の象徴的存在だった翁長沖縄県知事が 11 月投開票予定だった任期満了に伴う知事選を前に、8 月 8 日死去した。

膵癌を患っていたという状況から再出馬は困難であろう考えられていた矢先のことであり、折しも被曝から 73 年を迎えた平成最後の広島・長崎平和祈念式典が営まれている時期でもあった。

核兵器禁止条約に不参加、同じく安全保障上の問題からと米軍基地の居座りを容認し続けるこの日本の状況は、「外見的立憲主義」そのものである。

今回も自公政権は、名護市長選挙と同じ手法で党員を金縛りにし、「金権」にモノを言わせ、沖縄の人々に揺さぶりを掛けて来るであろう。

どんなに違法な選挙活動を国（与党）が行っても国家権力側にいる警察は見ても見ぬ振りをする。正に「放置国家」である。

昭和天皇始め国家権力から捨て石にされ、心ない本土民衆からも差別され続けてきた沖縄。

平和を愛し、自然を大切にしてきた沖縄の人々は、翁長知事を失った今こそ子ども達の未来のために「島ぐるみ」、「オール沖縄」、「不屈」の先人達の願いに立ち還って心をひとつにして欲しい。

これからも 100 年続く米軍基地支配を容認するのか、世界に誇れる豊かな自然を後世に残していくのか、9 月 30

日 投開票の今回の沖縄県知事選挙は、日本沖縄から米軍基地をなくす草の根運動をしている我々にも課されている選挙であろう。（新潟県・東岸寺僧侶）

完了

センターニュース196号.pdf



新基地建設反対名簿共同センターニュース

知事選 玉城デニー氏に出馬要請



「うりずんの会」事務局長も務める

玉城デニー衆院議員は、県選出国会議員でつくる「うりずんの会」（照屋寛徳会長）の事務局長も務めています。ゲート前で8月4日、記者会見を開き沖縄防衛局が求めている埋立承認の撤回手続きの延期について抗議する玉城デニー衆院議員（写真中央）。



玉城デニー氏のプロフィール
 ●本名・玉城康裕。1959年うるま市生まれ、58歳。県立前原高校卒、上智社会福祉専門学校卒業。ラジオパーソナリティ、沖縄市議1期、衆院議員4期。自由党幹事長。家族：妻、母、2男2女。

9月30日投開票の県知事選へ向けて県政与党は19日、知事が生前、後継として名前を挙げた玉城デニー衆院議員を擁立する方針を固め、同氏に出馬を要請しました。玉城氏は、「重く受け止める。条件が整えば立候補に踏み切る」と、出馬の意向を示しました。同じく後継指名を受けた金秀グループの島屋守将氏も出馬を強く固辞し、玉城氏支持を表明しました。玉城氏は、これまで一貫して新基地建設反対を貫いてきており、知名度も高いため、知事候補として期待が広がっています。



「争点隠し」が狙い 工事がストップ

キャンプ・シュワブのゲート前でも辺野古海上の護岸の現場でも現在、土砂の搬入も海上での工事もストップしています。ヘリ基地反対協の安次富浩共同代表は17日、ゲート前で「防衛局は、工事中止は知事知事の責任に帰すためなどと言っているが、知事選への影響を考え争点を隠すことが狙いだ。我々は騙されない。候補者が誰になろうとオール沖縄候補を必ず勝利させ、命がけでたたかった知事知事の遺志を継いで必ず新基地建設を止めよう！前哨戦の9月9日の市町村議会議員選挙でオール沖縄候補を全員勝利させよう」と訴えました（写真右奥）。

土砂投入は絶対に許さない！ 陸でも海上でも大規模な抗議集会



防衛局が当初通知していた土砂投入開始日の17日前後から、ゲート前でも海上でも大規模な抗議行動が展開されました。17日の海上抗議行動では又々49艘、抗議船5隻で海上パレードを展開（写真左）。辺野古の浜で450人が抗議集会を開きました。18日は日本共産党の役員連2国対委員長など5人の衆院議員が抗議船に乗り込み抗議しました（写真右）。



一貫して辺野古新基地反対貫く
玉城氏 要請を「重く受け止める」

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」（日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より）活用を！

【再録資料】沖縄県民建白書

オール沖縄会議の旗印になっている沖縄県民建白書(2013 年 1 月 28 日に総理に提出した建白書)の全文を載せました。

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

建 白 書

我々は、2012 年 9 月 9 日、日米両政府による垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイの強行配備に対し、怒りを込めて抗議し、その撤回を求めるため、10 万余の県民が結集して「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」を開催した。

にもかかわらず、日米両政府は、沖縄県民の総意を踏みにじり、県民大会からわずかひと月も経たない 10 月 1 日、オスプレイを強行配備した。

沖縄は、米軍基地の存在ゆえに幾多の基地被害をこうむり、1972 年の復帰後だけでも、米軍人等の刑法犯罪件数が 6,000 件近くに上る。

沖縄県民は、米軍による事件・事故、騒音被害が後を絶たない状況であることを機会あるごとに申し上げ、政府も熟知しているはずである。

とくに米軍普天間基地は市街地の真ん中に居座り続け、県民の生命・財産を脅かしている世界一危険な飛行場であり、日米両政府もそのことを認識しているはずである。

このような危険な飛行場に、開発段階から事故を繰り返し、多数にのぼる死者をだしている危険なオスプレイを配備することは、沖縄県民に対する「差別」以外なにもものでもない。現に米本国やハワイにおいては、騒音に対する住民への考慮などにより訓練が中止されている。

沖縄ではすでに、配備された 10 月から 11 月の 2 ヶ月間の県・市町村による監視において 300 件超の安全確保違反が目視されている。日米合意は早くも破綻していると言わざるを得ない。

その上、普天間基地に今年 7 月までに米軍計画による残り 12 機の配備を行い、さらには 2014 年から 2016 年にかけて米空軍嘉手納基地に特殊作戦用離着陸輸送機 CV22 オスプレイの配備が明らかになった。言語道断である。

オスプレイが沖縄に配備された昨年は、いみじくも祖国日本に復帰して 40 年目という節目の年であった。古来琉球から息づく歴史、文化を継承しつつも、また私たちは日本の一員としてこの国の発展を共に願ってもきた。

この復帰 40 年目の沖縄で、米軍はいまだ占領地でもあるかのごとく傍若無人に振る舞っている。国民主権国家日本のあり方が問われている。

安倍晋三内閣総理大臣殿。

沖縄の実情を今一度見つめて戴きたい。沖縄県民総意の米軍基地からの「負担軽減」を実行して戴きたい。

以下、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、沖縄県市町村関係 4 団体、市町村、市町村議会の連名において建白書を提出致します。

1. オスプレイの配備を直ちに撤回すること。及び今年 7 月までに配備されとしている 12 機の配備を中止すること。また嘉手納基地への特殊作戦用垂直離着陸輸送機 CV22 オスプレイの配備計画を直ちに撤回すること。
2. 米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。

創価学会会員のみなさんの良心に訴える

さしせまった沖縄県知事選挙で、名護市長選での選択でない選択を

青野 清（牧師）

沖縄県民のみなさん

翁長雄志沖縄県知事がなくなりました。心から哀悼の意を表します。翁長知事の遺志を継いで頑張らねばと思っております。

さて、今年初めの名護市市長選は残念な結果になってしまいました。

稲嶺進さんの市民を思う姿勢に頭が下がります。本当にみなさん頑張ってくださいその戦いに敬意を申し上げます。

一瞬私たちも気落ちしましたが、下げた頭を上げたときには「もう負けてはおれない」と決意しました。

私どもは会津の地に住んでいますが、「沖縄の人の心と私たちは同じ心」、そう思って、全国の人たちに「親戚はいませんか」と問いかけました。「祖父祖母の時代まではいたけど」という返事で、一票も読むことができませんでした。「すいません」。

「その一票の差が足らなんだ」と悔しく思いました。

「公明の票がどうなる？」。

心配していたとおりの結果が出ました。母体となる創価学会といえは宗教団体。その人たちの良心に訴えることから次なる行動を始めたいと思いました。

創価学会のみなさん。

私はキリスト教の牧師ですが、どの宗教にもその「祖」が説く言葉には真理がある筈です。そ

の真理は「政教分離」の哲学、身についた道徳と言ってもいいでしょう、その思想です。

宗教は政治に利用されるとき、折角得た良心を捨てた貧しい信者たちは「尖兵になり盾に」させられます。その轍を踏まない、踏ませない。それが宗教人としての務めではないですか。

日本全土には「約 200 箇所の米軍が使える基地」があります。常時、一触即発の危険な事態にあります。こんにちは、平和か戦争かではなく、まさに「生存か絶滅」です。

宗教者は、目先の利益でなく、あなたの真理にいたる道は遠くても、真理をめざしていくのが信仰者の生きかたであります。名護市市長選での投票行動は、さておいて今からでも遅くない。

創価学会の信徒のみなさん。名護市辺野古への新基地建設の是非は、この時代の宗教者にとって、大きな課題であるにとらえ、沖縄県知事選の選択においては、「辺野古にも、どこにも基地は要らない。」と、信仰者の切なる思いを存分に果たして欲しいと思います。全国の良心的な宗教者は応援しますから、孤独ではありません。一人一人の力を信じて、生きましょう。

草の根のみなさん、どこかで、皆さまは今日も、頑張っているんだなと思いながら、名護市の市長選の反省をして、この頃の一端の思いのまを書いてみました。

（米軍基地をなくす草の根運動 運営委員 福島県在住）

「砂川事件」の二つの判決について(上)

金子 勝(立正大学名誉教授・憲法学)

はじめに

平和の団塊である「日本国憲法」と戦争の団塊である「日米安全保障条約」とは、敵対的關係にある。それ故、「日本国憲法」の平和の倫理とそれに基づく運動が、「日米安全保障条約」の戦争の論理とそれに基づく運動と衝突した時、ドラマが生まれる。

1、「日米安全保障条約」の出現

「日米安全保障条約」は、アメリカが、日本を「極東における全体主義的戦争の脅威に対する抑止として役立つ国」（アメリカ・ロイヤル陸軍長官の一九四八年一月六日の演説）にするために、日本に「押し付けた」ものである。

第二次世界大戦（一九三七年七月七日開始の「日中戦争」と一九四一年一二月八日開始の「太平洋戦争」）に敗北をした大日本帝国としての日本は、一九四五年八月一四日に受託した日本軍国主義の廃絶を目指す「ポツダム宣言」（一九四五年七月二六日発表）に基づいて、第二次世界大戦を始めたドイツ・イタリアとそれと「太平洋戦争」を以って世界的に拡大した日本の侵略戦争に反対した諸国「連合国」（五三カ国）の軍（実質的にはアメリカ軍）による軍事占領を受けた。その軍事占領を終了させるための「日本国との平和条約」が調印された一九五一年九月八日に、アメリカは、自己がまとめた「日本国との平和条約」の第六条の規定——「連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多国間の協定に基

く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐屯又は駐留を妨げるものではない」（a 項）を利用して、日本に、調印の日まで内容を秘密にしておいた「日本国アメリカ合衆国との間の安全保障条約」を調印させた（一九五二年四月二八日発効）。このような異常な形態で、「日米安全保障条約」は、出現した。

「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（「一九五二年日米安全保障条約」）の主な内容は、次の通りである。

（1）日本の軍拡の要求（前文）、（2）日本の米軍基地設置義務（第一条）、（3）在日米軍の任務は、a「極東における国際の平和と安全の維持」と b「日本国における大規模な内乱及び騒じょうの鎮圧」（第一条）、（4）アメリカの同意がなければ日本は第三国の軍隊を日本に置くことができない（第二条）、（5）「行政協定」による在日米軍の地位の決定（第三条）、（6）アメリカの終了宣言による日米安全保障条約の廃止（第四条）。

2 「砂川事件」と「伊達判決」

アメリカは、「日本国との平和条約」と「一九五二年日米安全保障条約」が一九五二年四月二八日に発効すると、連合国占領軍から駐留軍に名を変えた在日米軍の強化のために、基地の新設や拡張を強行した。

社会主義国と民族解放運動を封じ込めるための「冷戦」（アメリカによる一九四七年三月一二日発表の「トルーマン・ドクトリン」（「反共産主義宣言」）と一九四七年六月五日発表の「マーシャル・プラン」（「ヨーロッパ復興計画」）を画期として始まる）が展開されているもとの、アジアでの「冷戦」体制を強化するためであった。

在日米軍基地の新設や拡張は、地域住民の

(広くは、国民の) 平和な暮らしを脅かし、農民や漁民などから土地や海を取り上げることになるため、国民の基地反対闘争は、高揚・激化した。その基地反対闘争の代表的なものの一つが、「砂川事件」と呼ばれる裁判にまで伸展した砂川基地闘争であった。「砂川事件」の経緯については、一九五七年七月八日午前五時一五分頃から、在日米軍が使用していた東京都北多摩郡砂川町所在の立川飛行場(第二次世界大戦前は日本陸軍の飛行場)を拡張するために、同飛行場内の民有地を、防衛庁の東京調達局が、約一五〇〇名の武装警官に守られて、本測量を開始した。拡張のための測量に反対する行動に参加した約一〇〇〇名の労働組合員・学生のうち、約三五〇～三六〇名のメンバーが、午前一〇時五〇分頃から同一時三十分頃までの間に、反対の声をあげて、幅五〇～六〇メートル、深さ二～三メートル、或は、四～五メートルに渡って立入った。

警視庁は、九月二二日、刑事特別法(「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条基く行政協定に伴う刑事特別法」)の第二条違反で、二三名の労働組合員と学生を逮捕し、そのうち七名(労働組合員四名・学生三名)を起訴した。

刑事特別法第二条は、「正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設又は区域(行政協定第二条第一項の施設又は区域をいう。以下同じ。)であって入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場から退去しない者は、一年以下の懲役又は二千元以下の罰金若しくは科料に処する。但し、刑法の明治四十年法律第四十五号」に正條がある場合には、同法による」と定めている。なお、当時の刑法第百三十条(住居侵入)は、「故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ撤去セザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス」と定め、軽犯罪法第一条第三十二号は、「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正

当な理由なく入った者」は、「拘留又は科料に処する(情状に困り、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる「第二条J)」と定めている。

「砂川事件」を担当した東京地方裁判所(裁判官、伊達秋雄・松本一郎)は、一九五九年三月三〇日、次のように判決した(「下級裁判所刑事裁判例集」・第一巻第三号七七六頁)。

(1)「日本国憲法はその第九条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。即ち同条は、自衛権を否定するものではないが、侵略戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものである。」「この規定は」、「単に消極的に諸外国に対して、従来のがわ国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆けたらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものといわなければならない」。

(2)「合衆国軍隊がわが国内に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく」、「わが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があったからであって、従って、合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを防げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があって始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出勤義務の有無に拘らず、日本国憲法第九条第二項前段によって禁止され

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」（日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より）活用を！

ている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず。結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである」。

（３）「前記のように合衆国軍隊の駐留が憲法第九条第二項前段に違反し許すべからざるものである以上、合衆国軍隊の施設又は区域内の平穩に関する法益が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは格別、特に後者以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何等存在しないところであるから、国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもって臨む刑事特別法第二条の規定は」、「何人も適正な手続きによらなければ刑罰を科せられないとする憲法第三十一条に違反し無効なものといわなければならない」。

（４）「よって」、「被告人等に対する各公訴事実が起訴状に明示せられた訴因としては罪とならないものであるから」、「被告人等に対していづれも無罪の言渡しをする」。

この東京地方裁判所の判決——「伊達判決」（伊達秋雄裁判官が裁判長を務めたところから、そう呼ばれた）は、「第九条」を、国家によるすべての戦争とすべての武力による威嚇及び武力の行使を放棄している、国家による一切の戦力の保持を否定していると定義して、「第九条」が「非戦・非武装平和主義」の立場

に立っていることを打ち出し、それに基づいて、（１）「軍隊」と「戦争」に対する「第九条」（非戦・非武装平和主義）の優越、従って、自国の軍隊でも・外国の軍隊でも、「第九条」のもとではその存在は認められない、また、（２）「軍事」に対する「基本的人権」の優越を貫いて、二一世紀の「平和主義」を先取りした。

二〇世紀の「平和主義」が、a 軍隊を用いる「戦争平和主義」、及び、b 軍隊と戦争による基本的人権の制約を伴う「制限平和主義」であったのに対して、二一世紀の「平和主義」は、第二次世界大戦の反省を踏まえて生まれ、日本国憲法の「第九条」に結実した、a 軍事を用いない「対話平和主義」、及び、b 軍隊と戦争による基本的人権の制約を許さない「絶対平和主義」である。

註

- ① 例えば、基地新設反対運動については、一九五二年九月一九日より始まる石川県内灘村の米軍試射場建設反対運動、基地拡張反対運動については、一九五五年五月八日より始まる東京都砂川町の立川基地拡張反対運動、それに続く、愛知県の小牧基地拡張反対運動、東京都の横田基地拡張反対運動、大阪府の伊丹基地拡張反対運動、千葉県の本郷基地拡張反対運動など。

伊達判決を生かす会、判決 59 周年記念集会ひらく

「米軍駐留は憲法 9 条違反」と断じた伊達判決を生かす会と商社 9 条の会は、7 月 15 日（日曜日）12 時半開場で、「伊達判決 59 周年記念集会」を東京仕事センター（飯田橋）で開き 260 人が参加して成功しました。

憲法 9 条の「戦力不保持」規定に真っ向から反し、踏みにじって、違憲の外国軍隊米軍が居座り、戦争をし続けてきたし、し続けていることもまた現実です。本来、米軍は、アメリカ政府自身が他の 3 か国とともに 1945 年に発したポツダム宣言 12 条に従って、講和条約成立の 1952 年に撤退することが、国際法上の義務でもありました。外国軍隊は 9 条に規定する「戦力」ではないと、どんなに強弁しようとも、在日米軍とその基地は 9 条に反します。3 権分立の司法権を放棄し、米政府と内通した最高裁「判決」と言う名の政治文書すら、在日米軍の存在を認める基地条約を締結した主体の一方が日本政府であることを否定はできません。「主権が国民に存することを」（憲法前文）宣言している憲法の規定に従い、私たちは主権者として、外国軍隊の永久占領に道を開く安倍壊憲を、絶対に許してはなりません。

原子力協定が満期

池内 了(総合研究大学院大学名誉教授・宇宙論)

ほとんど議論がなされないまま、1988年7月16日に発効した「日米原子力協力協定」が本年の7月に30年の満期を迎え、その半年前までに日米双方とも見直しの動きがなかったため、この1月16日に自動延長となった。日本の原子力政策を抜本的に見直すための議論をする絶好の機会であったのだが、アメリカ側はランプ政権の態勢が整わず、日本側はこれ幸いと沈黙を続けたので、何ら議論がないまま自動延長となったのである。

この日米原子力協力協定によって、日本はアメリカから使用済み核燃料の再処理に関する包括的事前同意が与えられ、特定施設における再処理によって取り出されたプルトニウムを保有することが認められた。これは異例のことで、核拡散防止条約(NPT)に参加する核兵器非保有国で唯一日本のみに認められた特権である。なぜアメリカが日本に格別の権利を与えたのかについて、日本は非核三原則を持つとか、日本の核開発は平和目的に限っているとかということになっているが、日本が原発に関してアメリカに従順な同盟国であり、日本にアメリカの核の傘の恩恵を認識させるために譲歩したのではないかと勘ぐっている。

いずれにせよ、その結果として、日本は国内の再処理施設や英仏に依頼していた再処理によってプルトニウムを約48トン(国内約10トン、英仏に約38トン)も蓄積することになった。原爆6000発分である。ところが余剰プルトニウムの処分に関して、具体的な方針もないまま先送りし続けているのが日本の実情なのである。

日本が辛うじて行っているプルトニウム消費は既存の原発のプルサーマル発電のみだが、原発1基当たり1年で0.4トン程度にすぎず焼

け石に水である。高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉決定でプルトニウムは完全に出番がなくなってしまったのだ。

累積するプルトニウムに対して、諸外国から核拡散や核テロリズムの危険性が指摘され、日本の核武装化の狙いが疑われる状況にある。日本政府は「利用目的のないプルトニウムは持たない」と国際公約し、核兵器開発の意図はないと強調しているが、今のような無策な状況で国際社会に信用されるだろうか。現実には核武装を主張する有力な政治家がおり、現政権も「現在の憲法の範囲内で核兵器の保有・使用は許される」と閣議決定しているのである。

この問題はまた、行き詰っている核燃料サイクル路線とも深くかかわっている。青森県六ヶ所村に建設されている再処理工場は98年に稼働予定であったのだが、昨年でなんと24回目の延期になった。現時点では2021年に稼働を予定しているが、総費用は当初の予定を大幅に上回って収束のめどが立っていない。もし稼働すれば1年に8トンのプルトニウムが追加されることになり、矛盾が拡大するだけである。

先送りは無責任

この際、再処理工場をはじめとする核燃料サイクル路線を一切中止し、プルトニウムのこれ以上の累積を中止することである。このような決定によって生じる軋轢を恐れて、ひたすら先送りしようというのが政府の考えのようだが、無責任極まると言わざるを得ない。幸い日米原子力協定が満期を迎えることで、7月以降になると半年前に通告すれば協定を終了させることができるし、協定の改定交渉も可能になる。これを日本の原子力政策を抜本的に変える好機として、国民的な議論を喚起すべきだろう。(草の根運動会員)

沖縄県だけからの全基地撤去はありません

基地マップから学ぶことは「日本沖縄」の全基地撤去
切り札は、米軍地位協定を含む基地居座り条約終了通告
市民と野党の共闘発展で、条約終了通告政府樹立へ

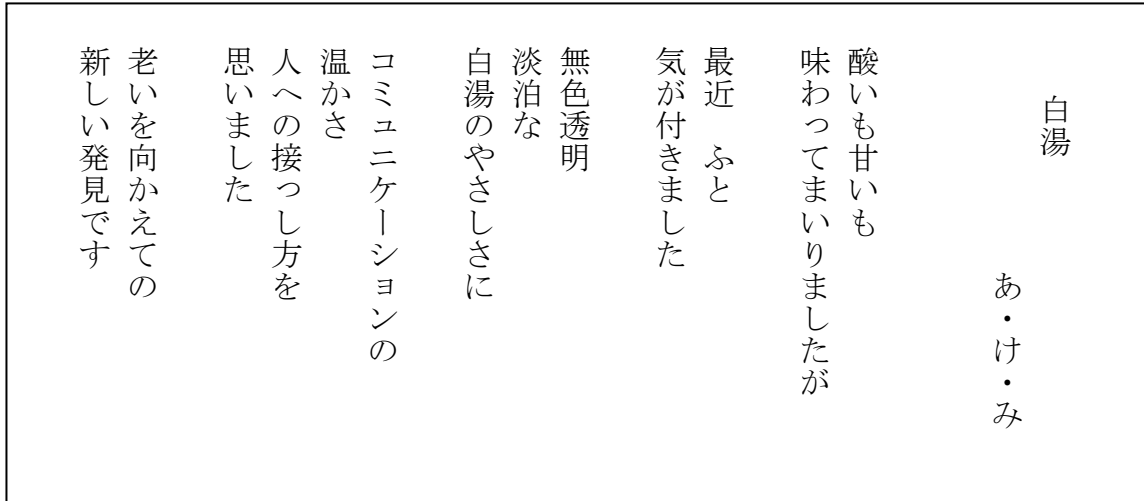
基地なくす個人加盟の全国単一組織＝「基地なくす会」(仮称)結成は急務

主権回復運動前進を

平和運動の主権回復運動との相互支援の強化を

平山基生

(沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 共同代表・事務局長)



もうすぐ盆踊り—矢臼別平和資料館の上棟式

浦 舟三郎（矢臼別平和公園クラブ代表）

この夏は暑かったり寒かったりの繰り返し。そして七月も早や下旬に。六月二二日にクラブ総会も無事に終えて新しい年度が始まりました。最近の川瀬西牧場は平和資料館の建設が始まって工事話で持ち切りです。

今夏の矢臼別平和盆踊りは八月三、四、五日の三日間で実施されますが、平和資料館の上棟式が八月四日に組み込まれて賑やかに盆踊りと重なって楽しい夏の一時となることでしょう。

自衛隊・米海兵隊の転地演習、射撃訓練始まる

私たちの側から時の流れを見つめると矢臼別は平和そのものですが、牧場の周辺はとんでもない事が進行中です。六月下旬から転地訓練が始まっているのです。そして八月一日から八月十日にかけて米海兵隊の射撃訓練が予定されていますし、過去にもましてものものしい矢臼別となっています。

六月二八日には一九時から始まった夜間射撃、「着弾音の度に台所の食器が擦れ合う音をだす・・・」着弾地からの地揺れが伝わるのです。「直ぐに射撃はやめてほしい」と苦情係にそのことを伝えて電話を切った。この夜は雲が厚くて発射音、着弾音の激しい夜だった。

資料館建設の夏

この記事を書いているのは七月一日です。今年には川瀬牧場にとっては画期的な夏になりそう。昨年六月にスタートした建設資金三五〇〇万円の公募活動、一年後に二五〇〇万円を集めて、本年六月から始まった建設工事、もうすぐ上棟式、川瀬牧場の平和運動は続きます。

建物の完成は十一月下旬、資料館のオープニングは来年の五月を目途にしています。頑張れ建設委員会、矢臼別平和公園クラブ、一般社団法人ピース矢臼別、平和な日本を目指して。
（「矢臼別平和公園クラブ通信」から）

2019 年総会・基地めぐり日程(第 1 次案・再録)

基地なくす草の根運動 2019 年総会について、草の根運動運営委員会は、開催年月日と開催場所を決めました。それに基づき、神奈川県で会員と事務局が相談し、第 1 次案を作りました。

現在の第 1 次案は、次の通りです。ご意見ご提案を歓迎いたします。(草の根事務局)

2019 年 2 月 10 日 (日)

12 時～13 時

横須賀軍

分予定) 港クルーズ (最低 15 名は必要 50 名でチャーター便がある。) 自由参加

14 時～18 時

各基地の報告 ヴェルク横須賀 (横須賀市立勤労福祉会館) (第 2 希望 総合福祉会館)

(沖縄・横須賀・横田・岩国・東京港区…全 5 組 1 組当り 40

・ 三沢基地、北海道矢白別演習場などなどは、費用の関係から今回は見合わせる。

18 時～19 時半パレスホテルにて小休憩

19 時半～22 時

食事会 会場

(食事後ホテルに戻り就寝)

2 月 11 日 (休)

8 時半

ホテルチェックアウト

9 時～12 時 全基地撤去の草の根運動方針案報告、討議

ヴェルク横須賀 (横須賀市立勤労福祉会館) (第 2 希望 横須賀文化会館)

12 時～15 時

池子住宅地区及び海軍補助施設と横浜ノース・ドック視察

15 時 視察後横浜駅で解散

「草の根沖縄稲葉会」に新たに 4 名入会

8・11 県民大会を機に、元那覇地裁裁判長稲葉耶季さんの瞑想会関係の方がた

元那覇地方裁判所裁判長、琉球大学教授、尼僧名慈翔の稲葉耶季さんが、本年 2018 年 1 月 14 日に亡くなりました。稲葉さんは、裁判官時代、公正な裁判を心がけ、防衛庁（当時、現在の防衛省）が那覇市を訴えた情報公開裁判で、那覇市を勝訴させ最高裁判所で確定しました。稲葉さんは、裁判所判事として勤務中から瞑想会を開き、多くの方がたと瞑想を共にしました。瞑想を共にした人々は、沖縄はもとより日本全国に広がっています。特に、沖縄県では、瞑想会参加者が多くいました。瞑想会の中心の比嘉京子さんが、稲葉さんの百か日でお集りの方がたに、「稲葉先生は、沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動を 17 年間続けているお兄さんを心から支持していました。どうぞ入会してください。私たち流の活動をいたしましょう」と呼び掛けたところ、即座に 10 名の方がたが入会してくださいました。このグループを「沖縄草の根稲葉会」ととりあえず名付けています。米軍基地をなくす草の根運動会員は、沖縄県にすでに 20 名余活動しています。草の根稲葉会と共に、今後の更なる活動が期待されます。

編集後記 草の根運動事務局は、草の根ニュース 102 号発行後、前泊博盛沖縄国際大学教授と平山知子弁護士の対談「どうやって基地をなくすか」を掲載した、3 回の草の根ニュースと「全基地撤去」のステッカー、全基地マップなどに手紙をつけて、基地なくす政党の地方組織宛に発送いたしました。地方組織の数は、約 400 を超えるので、草の根事務局では、相当の手がさかれ、草の根運動 17 年の歴史で初めて、欠号とさせていただきます。深くお詫びいたします。この欠号の分は、年内の草の根ニュース発送に合わせて、「対談・どうやって基地をなくすか」パンフにまとめてお送りします。

この間、南北首脳会談が行われ、「パンムンジョム宣言」が発表されました。ついで歴史的な米朝首脳会談が行われ共同声明が発表されました。この情勢に合わせて、私たち基地をなくす運動はどうすべきかも含めて、記事と致しました。資料として、中国の知識人の「基地居座り条約」（「安保」）にかんする論評を転載しました。秋の沖縄県知事選挙で、翁長雄志現県知事の勝利に向けて新しい闘いを開始しなければなりません。県民投票運動も始まっています。名護市長選で創価学会が、事実上新基地建設推進陣営に加わったことをふまえ、創価学会員の良心に訴える宗教者のよびかけとして、野田尚道論文を掲載しました。

元那覇地裁裁判長稲葉耶季さんは、尼僧でもありました。稲葉さんを中心とする瞑想会メンバーが 10 人、草の根運動に入会して下さいました。感謝感謝です。

米軍駐留は違憲という伊達判決を生かす会は商社 9 条の会などと共同で 7 月 15 日に東京しごとセンター（飯田橋）で 59 周年記念集会を開きます。ふるって参加いたしましょう。

これらをコラムとして掲載いたしました。

平和運動の観点から基地問題に長年取り組んできた個人加盟全国団体の活動に深い敬意を表します。その蓄積をさらに生かし「全基地撤去」を実現するためにも、「日本沖縄」の主権回復、別の言葉でいえば、日本の独立と言うことですが、主権回復の立場（それが基地問題の本質です）から全基地撤去をめざす個人加盟の全国単一組織「基地をなくす会」（仮称）結成をめざしている米軍基地をなくす草の根運動の提言、相互支援を、市民団体の立場ですすめるといふ提言の解説にもなっている論評「主権回復運動と平和運動の相互支援」を掲載いたしました。（H）